



2022年5月11日

各 位

会 社 名 関 西 ペ イ ン ト 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 毛 利 訓 士  
(コード番号4613東証プライム)  
問 合 せ 先 責 任 者 代 表 取 締 役 副 社 長 執 行 役 員  
経 営 推 進 部 門 長 高 原 茂 季  
(TEL06-6203-5531)

## 当社取締役等に対する役員報酬制度の改定について

当社は、2022年4月から開始する中期経営計画にあわせて当社の取締役（社外取締役を除きます。以下同じ。）、常務執行役員及び執行役員（以下あわせて「取締役等」といいます。）を対象とした役員報酬制度についての見直しを行いました。その結果、本日開催の取締役会において、当社の取締役等に対する報酬等に関する議案を2022年6月29日開催予定の第158回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

なお、役員報酬制度の改定にあたっては評価委員会（社外取締役が委員の過半数を占め、原則として社外取締役が委員長を務める。）が本制度策定に関与し、取締役会に答申しました。取締役会はその答申を踏まえて決議し、客観性及び透明性のある手続きを取っております。

### 記

#### 1. 役員報酬制度見直しの目的

当社は、当社グループの企業理念の実現のために2021年11月に発表した成長戦略「Good to Great」及び今期より始める中期経営計画の達成を取締役等により一層動機づけ、また日々変化外部環境等に合わせて役員報酬制度も変化させていく必要があると考え、今回、新たに役員報酬の基本方針を策定し、役員報酬制度を見直いたしました。

#### 2. 役員報酬制度改定の内容

##### (1) 基本方針の策定

当社グループは、「利益追求と社会発展への貢献」という創業の精神のもと、「塗料事業で培った技術と人財を最大限に活かした製品・サービスを通じて、人と社会の発展を支える」ことを企業理念における使命目的としており、当社の役員報酬制度は、取締役等が上記の使命目的を実現し、地球と世の中の課題解決に挑戦することを推進していくために、以下の基本方針を策定いたしました。

- ① 当社グループの長期成長戦略「Good to Great」達成を動機付け、持続的な企業価値の向上を実現するためのものであること（当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上につながる動機付けとなること）
- ② 真のグローバル企業として国内外の優秀な人材を当社の経営陣として確保することができる報酬水準であること
- ③ 報酬の決定プロセスは透明性・客観性の高いものであること

## (2) 報酬水準

当社は真のグローバル企業として、国内外の優秀な人材を当社の経営陣として確保することが出来る報酬水準であることを基本方針とし、外部環境の変化や市場環境の変化に対しても迅速に対応し、常に競争力のある報酬水準とするために、外部専門機関が行う報酬データ等を活用し、同業（化学・製造業）・同規模（時価総額等）企業等の役員報酬水準をベンチマークとして定期的に相対比較を行います。2022年度の報酬水準の決定にあたっては約170社をピア・グループとして、設定しております。

上記企業群を比較対象として選定した理由は、上記の基本方針に加え、当社の成長戦略である「Good to Great」において、これまで以上の数値目標を掲げていることから、その達成を担う役員に対して十分なインセンティブとなる水準、そして2022年度より開始した中期経営計画において、持続的成長サイクルへの転換を実現し、持続的企業価値の向上を図っていくための国内外の優秀な人材に支払うべき報酬水準を目指すべく、同業・同規模企業の報酬水準に対して競争力を持つ必要があると考えるためであります。

## (3) 報酬構成

### <報酬構成についての考え方>

当社の取締役等の報酬は、固定給の「基本報酬」、短期インセンティブとしての「業績連動報酬」、中長期インセンティブとしての「業績連動型株式報酬制度」とします。業務執行取締役の報酬構成割合については、標準的な業績の場合、「基本報酬：業績連動報酬：業績連動型株式報酬＝45：40：15」（ただし、執行役員（雇用契約）の場合は55：35：10）を目安として設定します。

また社外取締役の報酬については、高い独立性の確保の観点から、業績との連動は行わず、固定額の基本報酬のみの支給とし、監査役についても、常勤・社外の別に応じた職務内容を勘案し、社外取締役と同様の観点から、基本報酬のみの支給とします。

対象者	固定報酬	変動報酬	
	基本報酬	業績連動報酬	業績連動型株式報酬
取締役及び執行役員 （委任契約）	45	40	15
執行役員（雇用契約）	55	35	10

### <取締役等への各報酬の詳細>

#### ① 基本報酬

基本報酬については、報酬構成全体に占める割合のうち、45%（執行役員（雇用契約）は55%）を基本給とし、その内の5%を積立型退任時報酬として支給します。基本給については、取締役等の役位（代表取締役または取締役）・職務内容（社長、副社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員または執行役員）ごとに役員報酬規程の定めに基づき、金銭報酬を毎月支給します。

また積立型退任時報酬については、取締役等が長期的に経営責任を全うできるよう、支払いを退任時まで繰り延べます。本報酬は退任時に支給されますが、在任中に不祥事等が発生した場合は減額されることがあります。

#### ② 業績連動報酬（短期インセンティブ報酬）

業績連動報酬は、役位別に定められた基準額に対し、各事業年度の公表値をベースとした全社業績目標及び個人目標の達成度による総合評価に応じた評価係数を乗じ決定します。2022年度における全社業績目標の評価指標は、EBITDA、ROEの達成状況とし、個人業績目標の評価指標については、担当業務の業務目標達成に向けた施策等の達成状況とします。なお、役位毎の評価指標及びウエイトならびに会社業績目標については以下の通りであります。業績連動報酬は、評価指標の目標値の達成度に応じ、0%～200%の範囲で変動します。

(評価指標及びウエイト)

役位	評価指標	ウエイト
代表取締役	会社業績	100%
代表取締役以外	会社業績	50%
	個人評価	50%

(会社業績目標)

業績指標	ウエイト
EBITDA	50%
ROE	50%

上記指標を選択した理由は当社の成長戦略である「Good to Great」及び「17中期経営計画」で掲げている指標であり、上記の実現のためのマイルストーンとして短期インセンティブの報酬のKPIとしてふさわしいと考えているためです。

③ 業績連動型株式報酬（中長期インセンティブ報酬）

当社の業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）は、2022年度から2024年度までの3事業年度を対象として、中期経営計画の会社業績目標（当初の対象期間はEBITDA、ROE）等によって評価することとします。

本制度は役位及び毎事業年度の会社の業績目標（当初の対象期間はEBITDA、ROE）等の達成度等に応じて、ポイントの付与を行い、付与されたポイントの累積値に相当する当社株式の交付及び当社株式の換価処分金相当額の給付を取締役等の退任時に行う制度であります。

本制度は、毎事業年度に一定のポイントを付与する「固定部分」と、中期経営計画の対象となる期間における毎事業年度の業績目標の達成度等に応じてポイントを付与する「業績連動部分」から構成されております。「固定部分」は株主重視の経営意識を一層高めることを目的とし、「業績連動部分」は当社の中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高める取締役等のインセンティブを目的としております。「固定部分」と「業績連動部分」との構成割合は、標準的な業績の場合、役位別に定める株式報酬基準額のそれぞれ1/2であります。業績連動部分の達成度等に応じた報酬の変動幅は0%~200%とします。

(4) 報酬の決定プロセス

当社は取締役等の報酬について、判断の客観性と透明性を高めるため、社外取締役が委員長を務め、その他の社外取締役、社外監査役、代表取締役からなり、社外役員が過半数を占める任意の諮問委員会である評価委員会を設定しております。今回の役員報酬制度の改正においては「役員報酬に関する基本方針」をはじめ、報酬水準、報酬構成、評価指標、さらには役員報酬規程等、制度全般について、評価委員会の審議を踏まえ、取締役会の決議により行っております。

個々の役員報酬の決定にあたっては、業績連動報酬及び業績連動型株式報酬について評価委員会で審議のうえ、取締役会で決定します。

また、評価委員会においては代表取締役社長が取締役及び執行役員本人と面談の上、決定した個々の役員の毎事業年度の期初目標値の設定と、期末における達成度の評価の合理性、適正性を確認します。取締役会は評価委員会の答申内容を受けて、個々の役員報酬を決定するものとします。

(5) 報酬ガバナンス

当社は役員報酬制度に関する客観性・透明性を強化し、ステークホルダーの皆様にとっても納得感のある役員報酬体系とすべく、以下の通り、報酬ガバナンスに関する各種体制を整備しております。

#### ① 評価委員会

当社は代表取締役 3 名、社外取締役 3 名、社外監査役 2 名からなる任意の諮問委員会である評価委員会を設置しております。なお、委員長は社外取締役が務めております。

#### ② マルス・クローバック条項

当社は業績連動型株式報酬制度において、制度対象者である取締役等に重大な不正・違反行為等が判明した場合、当該取締役等に対する付与ポイントの没収または支給株式相当額の賠償を求めることが出来る規程を設けております。

### 3. 本株主総会への付議

上記 2. の内容の報酬制度を実現するため、2022 年 6 月 29 日開催予定の第 158 回定時株主総会に以下の通りの議案を付議いたします。

#### (1) 取締役等に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容改定の件

当社は、取締役等が持続的な成長への貢献意欲を高め、株主の皆様と利害を共有することを目的として、2017 年 6 月の定時株主総会決議により株式報酬制度を導入していますが、今般、上記 1. 及び 2. の通り、株式報酬制度の内容を一部改定のうえ継続します。

##### ① 株式報酬制度の仕組み

- A) 連続する 3 事業年度 (2022 年度 4 月 1 日から開始する 3 事業年度。以下「対象期間」という。) を対象として、対象期間中に一定の金額を上限とする信託金を拠出し、取締役等を受益者とする信託期間約 3 年間の信託 (以下、「本信託」という。) を設定します。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託金を原資として当社株式 (※ 1) を株式市場から取得します。
- B) 本株式報酬制度は、毎事業年度に一定のポイントを付与する「固定部分」と、中期経営計画の対象となる期間における毎事業年度の業績目標 (EBITDA 等) の達成度等に応じてポイントを付与する「業績連動部分」から構成されており、毎事業年度終了後の一定の時期に制度対象者に対してそれぞれのポイント付与を行います。なお、「固定部分」と「業績連動部分」との構成割合は、標準的な業績の場合、役位別に定める株式報酬基準額のそれぞれ 1/2 であります。業績連動部分の達成度等に応じたポイントの変動幅は 0%~200%とします。
- C) 付与されたポイントの累積値 (1 ポイントは当社株式 1 株とします (※ 2)) に相当する当社株式及び納税資金のために当社株式の換価処分金相当額 (以下、これら金銭と当社株式を併せて「当社株式等」といいます。) の交付及び給付 (以下「交付等」といいます。) を取締役等の退任時に行います。

#### <業績連動指標>

本株式報酬制度では、当社が定める中期経営計画の会社業績目標等とし、2022 年度から開始する対象期間の業績連動指標については以下の通りであります。なお、具体的な目標は当社の取締役会において決定します。

	指標	ウェイト
( i )	EBITDA	50%
( i i )	ROE	50%

(※ 1) 本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しません。また、当社株式に係る配当は本信託が受領し、本信託の信託報酬及び信託費用に充当します。信託報酬及び信託費用に充当した後、最終的に信託終了時に残余が生じた場合、当社及び取締役等と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

(※2) 当社株式について、株式分割・株式併合などを行った場合には、当社株式の分割比率・併合比率等に応じて、1ポイント当たりの当社株式数を調整します。

<信託期間満了時の取扱い>

当社は、信託期間満了時、本株主総会で承認を受けた範囲内で信託契約の3事業年度の延長及び追加信託を行うことを取締役会の決議によって決定し、信託期間を延長することがあり、以降も同様とします。信託期間満了により本信託を終了させる場合には、株主還元策として本信託から当社に残余株式の無償譲渡を行い、当社はこれを取締役会決議により消却します。

② 株式報酬枠の設定

信託期間内に当社が本信託へ拠出する信託金の金額は7.5億円を上限とします。信託期間を延長する場合、延長前の信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了のものを除く。）及び金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出する信託金の合計額は、上限額の範囲内とします。対象期間において、本信託より交付される当社株式の総数は、27万株を上限とします。この上限株式数は、信託金の上限額等を踏まえ、設定しています。

③ 株式報酬制度の対象者（受益者要件）

対象者は、当社の取締役等とします。

（受益者要件）

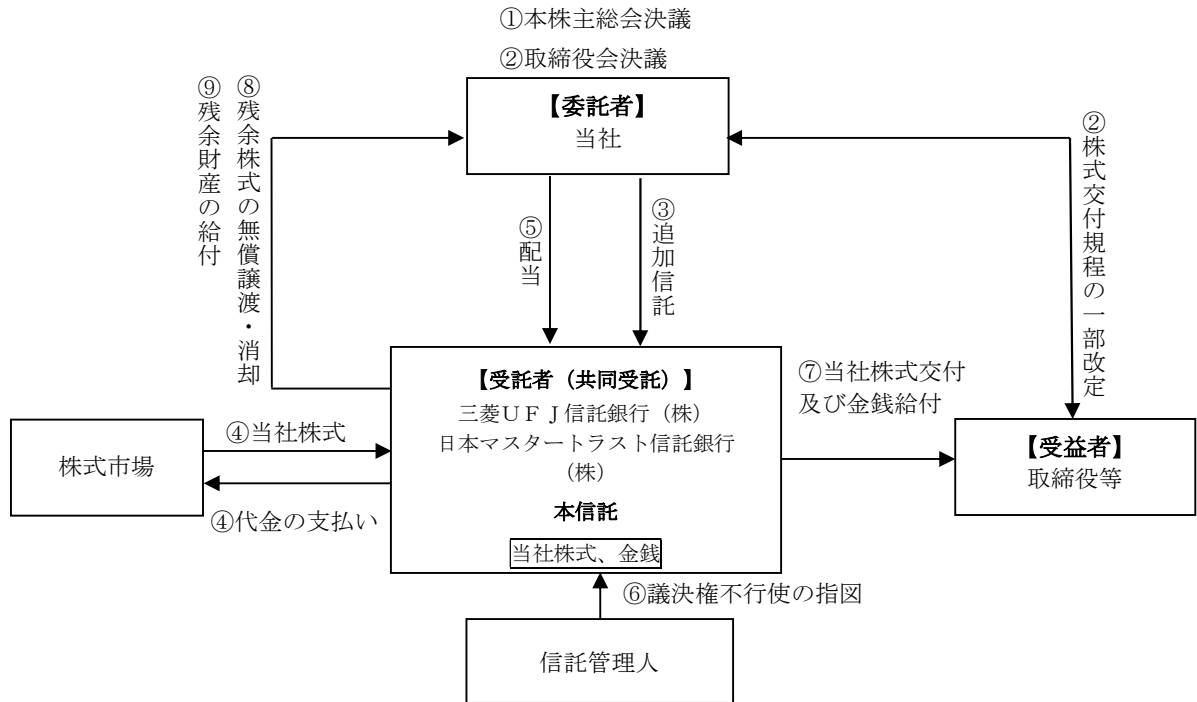
- A) 対象期間に対応した職務執行期間中に取締役等であること（対象期間に対応した職務執行期間中新たに取締役等になった者を含む。）（※1、2）
- B) 国内居住者であること
- C) 当社の取締役等を退任していること（自己都合を除く）
- D) 在任中に一定の非違行為があった者でないこと
- E) その他株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件

(※1) 制度対象者である取締役等が在任中に死亡した場合は、所定の手続きを経た後遅滞なく、死亡時に付与されているポイント数に応じた数の当社株式を市場で売却して得られる金銭について、当該取締役等の相続人が給付を受けるものとします。

(※2) 制度対象者である取締役等が在任中に国内居住者でなくなることが決まった場合は、所定の手続きを経た後遅滞なく、その時点で付与されているポイント数に応じ算出した数の当社株式を市場で売却して得られる金銭について、給付を受けるものとします。

なお、金銭報酬につきましては、2010年6月29日に総額7億円以内の決議を取得しており、今回の報酬制度の改定につきましてもその範囲内で行うため、本株主総会への付議はいたしません。今後金銭報酬枠を見直す際には、改めて株主総会への付議を行います。

<本株式報酬制度の概要>



- ① 当社は本株主総会において、本制度の一部改定に関する承認決議を得ます。
- ② 当社は取締役会において、本制度の継続及び株式交付規程の一部改定に関して決議します。
- ③ 当社は、①の本株主総会で承認を受けた範囲内で取締役等に対する報酬の原資となる金銭を追加拠出し、受益者要件を満たす取締役等を受益者とする信託（本信託）の信託期間を延長します。
- ④ 本信託は、信託管理人の指図に従い、③で追加拠出された金銭を原資として当社株式を株式市場から取得します。本信託が取締役等に対する交付等の対象として取得する株式数は①の本株主総会で承認を受けた範囲内とします。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対する配当は、他の当社株式と同様に行われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 信託期間中、役位及び業績目標の達成度等に応じて、毎年、取締役等に一定のポイントが付与されます。一定の受益者要件を満たす取締役等に対して、当該取締役等の退任時に累積したポイント数に応じて当社株式等の交付等を行います。
- ⑧ 対象期間における業績目標の未達成等により、信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより本制度またはこれと同種のインセンティブプランとして本信託を継続利用するか、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議により消却を行う予定です。
- ⑨ 本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。また、信託費用準備金を超過する部分については、当社及び取締役等と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

- ※ 受益者要件を満たす取締役等への当社株式等の交付等により本信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に本信託が終了します。なお、当社は、取締役等に対する交付等の対象とする当社株式の取得資金として、本株主総会で承認を受けた範囲内で、本信託に対し、追加で金銭を拠出する可能性があります。

(ご参考)

【信託契約の内容】

- |            |  |
|------------|--|
| ① 信託の種類    | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）                              |
| ② 信託の目的    | 取締役等に対するインセンティブの付与                                     |
| ③ 委託者      | 当社   |
| ④ 受託者      | 三菱UFJ信託銀行株式会社<br>(共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)            |
| ⑤ 受益者      | 取締役等のうち受益者要件を満たす者                                      |
| ⑥ 信託管理人    | 当社と利害関係のない第三者（公認会計士）                                   |
| ⑦ 信託延長契約日  | 2022年8月上旬（予定）  |
| ⑧ 信託の期間    | 2017年8月10日～2025年8月31日（予定）                              |
| ⑨ 制度開始日    | 2017年8月10日   |
| ⑩ 議決権行使    | 行使しない  |
| ⑪ 取得株式の種類  | 当社普通株式   |
| ⑫ 信託金の上限金額 | 750百万円（信託報酬・信託費用を含みます。）                                |
| ⑬ 株式の取得時期  | 2022年8月上旬（予定）～2022年8月末日（予定）                            |
| ⑭ 株式の取得方法  | 株式市場より取得   |
| ⑮ 帰属権利者    | 当社   |
| ⑯ 残余財産     | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。 |

以 上